

禁煙・分煙施設認定申請の留意点について

- 1 一日のうち一定時間のみ禁煙している場合、施設の一部のみしか措置されていない場合、喫煙場所以外で喫煙されている場合などは、認定の対象とならない。
- 2 「建物内禁煙」の場合、屋外で喫煙するときにも、受動喫煙の防止が図られるよう配慮していること。喫煙場所を設ける場合には、周囲の建物の状況、通行の流れ、事務所からの距離等、次の注意点を踏まえ、非喫煙者へ配慮し、利用者に対して標示していること。

<建物外に喫煙場所を設ける場合の留意点について>

- ① 喫煙場所は、出入り口からの煙の流入を考慮し、出入り口から20m以上離すのが望ましい。
- ② ふすぶり、火事防止及び管理上の観点から、水を入れた消火用容器を設置する。(吸殻の先だけ水につけ消火すると、事後処理が簡単である。)
- ③ 吸殻入れを設置する。(本来吸殻は自己処理すべきであり、将来的には撤去する。)